

改正法の概要

所有者不明土地の**発生予防**と、既に発生している所有者不明土地の**利用の円滑化**の両面から、総合的に民事基本法制を見直し

1 登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し

- 相続登記・住所変更登記の申請義務化
- 相続登記・住所変更登記の手続の簡素化・合理化

など



発生予防

2 土地を手放すための制度（**相続土地国庫帰属制度**）の創設

- 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設



発生予防

3 土地利用に関連する**民法の規律**の見直し

- 所有者不明土地管理制度等の創設
- 共有者が不明な場合の共有地の利

用の円滑化



土地利用の円滑

の見直し

施行日等

原則として公布（R3.4.28）後2年以内の政令で定める日 *政令は未制定

- * **1** のうち、相続登記義務化関係の改正については公布後3年以内の政令で定める日、住所変更登記義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日